

随意契約理由書

1. 工事名称
中之島 GATE ターミナル 照明施設設置工事
2. 工事期間
契約締結日 ～ 令和7年3月25日
3. 契約の相手方
安藤電機株式会社

4. 随意契約理由及び根拠法令

中之島ゲートターミナル事業は、ベイエリアからの玄関口となる西区川口において、海船と川舟の乗換ターミナルとなる公共船着場を府が整備し、公募で選定した民間事業者（b i i d ㈱）がにぎわい施設の整備とあわせ一体的に管理運営するもので、新たなにぎわい拠点として、万博のインパクトを活用し、舟運活性化を図るため、万博開幕までのオープンを目指し整備を進めている。

本照明施設設置工事は、公共船着場において、夜間営業時の安全確保に必要不可欠な灯具やポール等の照明機器、それらの機器を接続する電線や分電盤等の電気供給施設の整備を行うものである。

- ① 本照明施設への電気供給方法については、当初、電柱から公共船着場及びにぎわい施設、それぞれに電線を敷設する予定としていた。しかし、6月下旬に関西電力㈱と協議を行った結果、敷設する電線はどちらか一方のみとするよう指導を受けた。このため、民間事業者と機器の配置や接続方法などの調整を行うとともに、修正設計を実施し発注図書の作成等を行った。本計画変更に伴う作業に所要の期間を要したことで、当初の計画より工期が大きく縮小し、さらに着工が3か月遅れることとなり、工事施工は年度末にかけて実施する見込みとなった。
- ② 本照明施設の設置場所は、民間事業者が施工しているにぎわい施設に近接し、狭小な敷地にあるとともに、設置時期は、にぎわい施設の工事期間と重なっている。とりわけ、にぎわい施設は施主である民間事業者の調整・指示の下、建築や給排水、電気、外溝、舗装、植栽などの工期毎に異なる多数の施工業者が工事を実施しており、同じ時期に本照明施設の工事を実施するには、こうした複数の関係者との工事間調整が生じ、難しいものとなっている。
- ③ このような状況下で、本工事を円滑に実施するには、にぎわい施設の電気工事を担っている業者においてほかにない。新たな施工業者が参入した場合には、工事間調整がさらに複雑となり円滑な工事实施が行えず、本工事を含め工事全体を遅らせることとなる。

安藤電機は、にぎわい施設の電気工事全般を民間事業者から請け負っているため、本工事を、建築や給排水など多数の業者と連携・協力し、調整しながら安全かつ円滑に施工できる唯一の業者である。

以上を踏まえると、万博開幕までに安全に施工できる者は同社においてほかにないこと、契約手法も随意契約による以外に万博に間に合わせる方法がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条第2項第1号の規定により比較見積りの徴収を省略するものである。